

議 長
確認印

総務常任委員会会議録

1 日 時	開会 令和2年10月22日 9:30 閉会 令和2年10月22日 11:45
2 場 所	委員会室及び現地
3 出席委員	七宮広樹、鈴木元久、鈴木 茂、青砥與藏、吉田広明 金澤太郎、割貝寿一
4 欠席委員	なし
5 出席要求者	健康福祉課長、高齢者支援係長、高齢者支援係主査
6 職務出席者	議会事務局長、書記
7 付議事件	第1 シェアハウスと一人暮らし世帯支援の現状について その他
8 議事の経過	<p>副委員長（鈴木元久） 開会 委員長（七宮広樹） あいさつ 第1 シェアハウスと一人暮らし世帯支援の現状について 委員長：担当職員より説明を求める。 （健康福祉課長が資料に基づき説明する） 委員長：何か質疑はあるか。 吉田委員：高齢者見守り隊謝金月額が低いとの声に、町としての対応はどうするのか。 健康福祉課長：そのような声がある事は承知しており、今後徐々に検討したい。 鈴木委員：見守りする側が高齢者にもなりつつあるので、戸別訪問時での事故にはどう対応するのか。 健康福祉課長：万が一の事故に備え保険に加入している。 鈴木委員：シェアハウスの2階に非常口はないのか。 健康福祉課長：一般住宅としてのイメージだったので非常口は作っていない。 金澤委員：シェアハウス1泊としての基準は条例にあるが、時間単価は決めないのか。 健康福祉課長：随時運用しながら検討したい。 金澤委員：緊急通報システムについて、実情に応じ高齢者一人暮らし世帯以下にも使用できないのか。 健康福祉課長：要望は承知しており、実費負担にはなるが対応は可能だと思う。 鈴木委員：緊急通報システム設置に係る費用は。 高齢者支援係長：単純な設置費用は10,500円で、システムにオプションを付けると費用も高くなっていく。 鈴木委員：今年度で孤独死案件はいくつあったか。 高齢者支援係長：今年度1件あり、緊急通報システムや見守りも受けていない方であった。ただ見守り隊は戸別訪問を複数回行っていった実情もある。</p>

委員長：見守り隊の戸別訪問を拒否する案件はどのくらいか。

高齢者支援係長：最初から拒否する案件や、2回目以降の拒否案件もあるが、ケースによっては見守り隊側にも原因があり研修会で対応している。

委員長：見守り隊の任期はどうか。

高齢者支援係長：任期はなし。本人申し出により辞任可能で、後任は町公募や、辞任申し出者が後任者を選んでくれる場合もある。

青砥委員：見守り隊の活動状況は。

高齢者支援係長：1ヶ月1回戸別訪問が基本。道路や田畑で会った場合もその回数に含める。

鈴木委員：情報キット配布はどのように。

高齢者支援係長：平成30年度から配布開始。実際救急隊の搬送時に利用されており、民生委員や見守り隊から使用推薦や、役場への届出時に案内する場合もある。

委員長：シェアハウス退去時の清掃方法は。

健康福祉課長：全て自己責任だが、町に業者を紹介して欲しい旨の問合せがあった場合には案内する場合もある。

委員長：シェアハウス利用希望日が重複した場合は。

健康福祉課長：その都度内部で協議するしかない。

副委員長：利用者の中に町外在住者も含まれているが、町の生活体験とはどんなケースか。

健康福祉課長：埴町で農業体験を何日か経験したい場合や、移住目的で生活環境を下見したいケースなども考えられる。

副委員長：シェアハウス内での食事などはどうするのか。

健康福祉課長：あくまで個人対応で自炊や買ってくるしかない。

吉田委員：近隣市町村でシェアハウスのような実施例は。

健康福祉課長：鮫川村は社協に併設するケースを聞いている。あとは完全な町営住宅となり通年利用。

金澤委員：消防への一人暮らし高齢者情報の共有方法は。

健康福祉課長：2年前に消防から、一人暮らし高齢者の火災件数が多発する懸念があるため、指導に入りたいとの事があった。警察との合同会議後に消防署からの正式依頼があり、町から情報共有していく形で連携している。

委員長：その他質疑がなければ、シェアハウスの現地視察をする。

(大町地内のシェアハウス内部を現地視察し、説明員は退席する)

委員長：まとめとして各委員からの報告は10月末までとし、議会への報告は委員長一任としてよいか。

(異議なし)

委員長：ではそのように対応する。その他委員からなければこれで終了する。

副委員長による閉会

埴町議会委員会条例第27条の規定により署名する。

令和 年 月 日

総務常任委員長